平成20年第4回大和町議会定例会会議録

平成20年6月13日(金曜日)

応招議員(18名)

1番	藤	巻	博	史	君	10番	浅	野	正	之	君
2番	松	Ш	利	充	君	11番	鶉	橋	浩	之	君
3番	伊	藤		勝	君	12番	上	田	早	夫	君
4番	平	渡	髙	志	君	13番	大	友	勝	衛	君
5番	堀	籠	英	雄	君	14番	中	JII	久	男	君
6番	髙	平	聡	雄	君	15番	中	Щ	和	広	君
7番	秋	Щ	富	雄	君	16番	桜	井	辰力	大郎	君
8番	堀	籠	日日	出子	君	17番	大	崎	勝	治	君
9番	馬	場	久	雄	君	18番	大多	頁賀		啓	君

出席議員(18名)

1番	藤	巻	博	史	君	1	0番	浅	. 野	正	之	君
2番	松	Ш	利	充	君	1	1番	鶉	持 橋	浩	之	君
3番	伊	藤		勝	君	1	2番	上	<u>:</u> 田	早	夫	君
4番	平	渡	髙	志	君	1	3番	大	: 友	勝	衛	君
5番	堀	籠	英	雄	君	1	4番	中	ı JII	久	男	君
6番	髙	平	聡	雄	君	1	5番	中	і Ш	和	広	君
7番	秋	Щ	富	雄	君	1	6番	桜	并	辰	太郎	君
8番	堀	籠	日占	出子	君	1	7番	大	、崎	勝	治	君
9番	馬	場	久	雄	君	1	8番	大	須賀		啓	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	浅	野	元	君	保	: 健	福	祉	課	長	浅	野	雅	勝	君
教育	長	堀	籠	美 子	君	産	業	振	興	課	長	遠	藤	幸	則	君
代表監	查委員	=	浦	春喜	君	都	市	建	設	課	長	高	橋	办		君
総務まちづく		千	坂	正志	君	Ŀ	: 下	水	道	課	長	渋	谷	久	_	君
財政	課長	千	坂	取 —	· 君	会会		管計	理	者	兼長	織	田	誠		君
税務	課長	佐	藤	成信	君	教	育	総	務	課	長	瀬	戸	善	春	君
町民	課長	瀬	戸	啓 —	- 君	生	涯	学	習	課	長	横	田	隆	雄	君
環境生	舌課 長	高	橋	完	君											

事務局出席者

議会事務	务局長	伊	藤	眞	也	班	長	瀬	戸	正	志
書	記	藤	原	孝	義						

【議事日程第3号】

平成20年6月13日(金)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例

日程第4 議案第57号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算

日程第6 議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算

日程第7 議案第60号 町道路線の廃止について

日程第8 議案第61号 町道路線の認定について

日程第9 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついて

日程第11

所管事務調査の申し出について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 0時58分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

少し早いんですが、おそろいでありますので始めたいと思います。皆さん、こんにちは。

開会前に皆さんにご連絡いたします。

本日、報道関係者が数社傍聴に来ております。各社より写真撮影の申し入れがありましたので許可をいたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、7番秋山 富雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第55号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に 入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例」

日程第3、議案第56号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に 入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第57号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第57号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に 入ります。質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

質問いたします。

まず、1番目でございますけれども、試算表というんでございますか、 そこのところで、税収の見込みということで年次ごとに書かれているわけ ですけれども、これにつきまして、今名前が挙がっている企業だけなので しょうか、名前というんですか、それとも、いわゆる特定地域や重点地 域、全部張りついたというんですか、そういったものとして考えるのかと いうか。もし、今A社B社とかと出ているんですが、そこのところまでで、これからまた来ればこれがふえるのかどうかというところを、まず一つお伺いしたいと思います。

それからあと、またこの中で、もし出せるんであれば、名前が挙がっているところについて、特にお聞きできればと思っております。というのは、特に、ちょっと私疑問に思っているところがあるんですけれども、もしわかれば、東京エレクトロンの韮崎市におきますところの税金というものをもしつかんでいれば、それもあわせてお願いいたします。

それから、三つ目といたしまして、税収入、計算の上では24年から下がるというふうに書いてあるんですけれども、なぜかなというのをお聞かせください。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

藤巻議員さんのご質問でございます。

まず、税収の見込みの状況なんですが、現時点での見込みを想定をして おります。

今後見込みの企業立地等については、想定していないような状況でございます。

それから、2点目の東京エレクトロンの韮崎市さんの方の税収については、うちの方ではそれは調べておりません。

それから、税収の減の関係ですか。(「23年までが収入が上がって、また徐々に下がっていくという……」の声あり)全員協議会でご説明申し上げました3ページの方かと思うんですが、この財政の影響の部分でありますけれども、ここにございます税額については、今見込んでおります企業からの税収の見込みの額であります。さらに、奨励金の支出した場合のその差額がこの税と奨励金の差額になっているような状況でございます。その関係で、あと交付税の影響の分があるものですから、総額の影響額が平成22年に6億1,000万円ほど、23年に2億8,500万円ほどでございます

が、それ以後は減ってきているような状況になっております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

今の説明に関連するんですが、この全員協議会の資料のいわゆる積算のことに関してなんですが、今税額は何かはっきりしなかったんですが、この前全員協議会の際に遠藤課長たしか内定商談中とか、いろいろな三つの分類でおっしゃったんですが、そうしますと、これは内定部分と理解していいわけですか。商談中とか引き合いは当然入っていないわけですね。それを除外した数値ということでよろしいですか。

それから、今回の改正、もう既に河北新聞先取りをしまして、昨日の新聞で「あす可決」というふうな形で載っかってしまったわけなんですが、可決の見通しとかそういう表現使うのかなと思ったら、ちょっと戸惑ったわけでございます。

今回、この改正案を作成するに当たって、重点区域というものを設けられたわけです。この中で、重点区域については従来どおりの奨励制度を適用させるというふうなことにしたわけなんですが、この重点区域にリサーチパークと大和インター周辺流通団地、これは二つ入れたわけです。大和流通の場合は、純然たる本町の組合営でやっている造成団地でございますから、リサーチパーク、これは確かに東京エレクトロンについては、昨年の3月に既に進出が決定をしているわけなんですが、過般の説明でそのほかに先端産業3社ですか、商談中なり引き合いというものがあるわけなんですが、どうなんでしょう、このリサーチパークについては北部工業団地、あるいは流通団地と同様に県、公社の造成地というふうなことになるわけなんですが、東京エレクトロンを別にしても、流通団地等々の扱いにできなかったものなのかどうか、そこら辺この点をお伺いをしたいと思います。以上です。

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

鶉橋議員さんのご質問でございます。

税額見込みについては内定部分の部分を算定をしております。

それから、河北新報さんに「あす可決」というのを見て私もびっくりしております。それについてはコメントは差し控えたいと思います。

それから、重点区域に2カ所を選定した中で、インター周辺については 議員おっしゃるような形で、町も支援していかなくちゃいけないというよ うなところで選定をしました。それから、リサーチパークに関しまして、 ちょうど東京エレクトロン約30ヘクタール、残りが20ぐらいになるんです が、ちょっと道路を隔てた中で一体とした中でのいわゆる造成団地という ようなこともございまして、また、さらには、企業関係の部分も含めて、 そういったのを一体とした形でのとらまえ方をしないと、なかなか説明が つかないんじゃないかというようなところもございまして、リサーチにつ いても重点区域と、エレクトロンを除かないで、その全域を重点区域とい うふうにしたものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

では、この影響額、税額については理解をしましたけれども、このリサーチパークのこの問題なんですが、言ってみれば宮城県が造成した土地に、取得の助成金を出すというふうなことで、私町内のいわゆる組合とか土地の所有者が造成した分なら理解ができるんですが、どうも腑に落ちない部分があったわけです。

それで、このリサーチの東京エレクトロンについては、さっきも言ったように昨年の3月に決定をしておったというようなことで、これはやむを 得ないだろうと。町長が初日一般質問の中で信義に反しない範囲と、これ は同然だろうというふうに思いますけれども、このリサーチのほかの3社については、いずれもおとといの説明では商談中、引き合いというような分類でなさっています。そういうことから、まだ東京エレクトロンと同等に扱わなくともよかったんではないかというふうな思いがまだするんですが、その辺の観点からの理由づけ、一体性はわかるんですけれども、ここで大幅に改正をするわけですから、何か腑に落ちないというふうなことなんで、もう少しその辺の執行部で整理をされた経過内容等々を詳しく説明をいただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

リサーチパークについては、さきほど一体的なとらまえ方の中でという ふうなお話をさせていただきました。さらには、企業立地の特別委員会の 方の商談中とかそういった話をさせていただいたところでございますが、 具体に奨励金制度の中身について、それぞれの業者さん、企業さんの方で は予知している部分がございます。そういった中で、信義に反しないとい うふうな言葉がありましたが、その中での判断をいたしたような状況でご ざいます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

そうすると、今ここに、例えば改定後で影響額ということで3億4,000万円というふうに出ていますけれども、これはさらに今後さまざまな企業が来れば、これはふえていくというふうな理解でいい、それは確認させていただきたいと思うんですけれども、それと、先ほど質問をさせていただいたんですけれども、実は東京エレクトロンですが、かなり激しい収入の増減というのがあるんじゃないかというふうに思っていて、それでお聞き

したんです、実は。というのは、これはインターネットで見ると出てくるんですけれども、韮崎の法人税の法人市民税というんですか、それが平成13年が12億円、14年が3億、約4分の1ですか、15年も3.76、16年が3.6億円、17年が上がって10.1億円、それで、18年が13億円とがくがくがくと、物すごい変動があるんです、実は。

それで、むこうの方の方に聞いてみたら、ほとんどがエレクトロンの影響だよという、向こうの市議さんに、実際には 8,000万円から10億円とか、ちょっとそういう数字は何年が何年とかというのはわからないので、それでちょっとお尋ねしてみたんですけれども、そういうことで物すごい資産そのものが、多分一定としてどこら辺の水準で見ているのはちょっとわからないんですけれども、かなり不安定と言ってはあれなんですけれども、受注ががくがくとあるような、10倍ぐらいのことがあるようだというふうに私は感じているんですが、そこら辺の見解をお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長(遠藤幸則君)

藤巻議員さんのご質問でございます。

税収の影響額改正案の中で最終的に10年間で3億4,900万円ほど想定を しております。もちろん内定を含めた部分での算定でございますので、今 後商談中、引合い中が決まれば、その分の影響が当然出てくるのかなとい うふうに思っております。

また、2点目でございますが、この税収の算定に当たりましては、議員 おっしゃるとおり、法人税については、エレクトロンさん以外にも増減の 効果大分あるものですから、この算定に当たりましては、固定資産税に絞 って算定をいたしております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡髙志君

4 番 (平渡髙志君)

今回の条例改正で大和インター周辺ですか、それと今のリサーチを除くのは、除外されるような奨励金が北部工業団地、これはセンコーの隣に今引き合い中となっておりますが、これは今度の条例をするために奨励金は出なくなるわけですね、はっきり言って。それは今引き合い中となっているんですけれども、その取引先に対してはそれはちゃんと話は通っているんでしょうか。また、ここに7カ所ぐらい、まだ小さい団地ですけれども、残っております。これはほかの自治体の話を聞くと、もう大和町さんは企業は要らないのかというような話まで今飛んでいるんです、この条例改正が新聞にあのとおり大きく載ってしまって、もう減らすと、今回で出さなくなるといった中で、悪影響が出ているんです。そして、なおこの前の新聞では、5月31日ですか、破綻する恐れもあると、そういうような言葉はやはり言っていいものかどうかというのを、私町の職員が。やはり変な誤解を与えると思うんです、はっきり言って。

それで、南第二の土地区画でも破綻するようなところに買いにきて果たしていいのかなというような声も聞いたという情報も入っているんです。ですから、ある首長さんは、あの新聞の後に、職員を集めて言動に注意するようにとまで訓示したようでございます。やはり町長、これは職員が破綻するとか、夕張市をどうしてもイメージしてしまうんです。そうすると、いる人達がうんと負担しなければならない、やはり新しく入って来れないです、こういうふうになれば。なおさらこれの条例を改正することによって、企業が奨励金が受けられなくなるとなった場合、せっかくいいムードで大和町に来ている流れが水差されてとまってしまう可能性がある。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

まず、平渡議員の1点目でございますが、センコーの東側の部分についてですが、ここの部分の企業さん等には具体の奨励金制度の内容について

はお話をしていなくて、今条例改正の運びを行っているというような情報 は伝えております。

それから、助成体制の部分での企業が要らないのかというふうな悪影響とかというご質問もございましたが、町としては決してそういうことはございませんので。もちろん企業誘致については今後も力強く歩んでいきたいと思っています。 (「さっきの破綻の問題について」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

記事についてちょっとショッキングな表現があったということで、誤解を招くということだと思います。記事でございますので、いろいろな考えの中で記者さん書かれているんだと思いますが、言葉遣いについてそういった誤解を招くと、誤解といいますか、そういった解釈があることが、ままこういう場合多いものですから、そういった注意は十分していかなければいけないと思っております。

私も朝礼の中でも次の日ですか、火曜日、2日ですか、みんなとそういったことは十分注意しようねという話をして、その辺は皆もちろん注意をしているというか、正確な情報が伝わるような話し方といいますか、そういったものをやっていこうということ、これもやっていますけれども、これからもやっていこうと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡髙志君。

4 番 (平渡髙志君)

そうですね、とにかく町民一体で、まずは執行部、議会も一緒になって、何とか大和町が発展するために努力をしていくべきと思います。いい 案は私も進めていただきたいと思っています。やはり誤解のないように、 また、今度誘致する企業もやはりこういうことをしっかりと踏まえて、推 進の方に頑張っていただきたいと思っております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

次に、要するに来た企業のことでございますけれども、率直、モトロー ラのようにいなくなったりしないのかということです。例えばモトローラ につきましては、県が2億2,000万円ですか、それから仙台市も5億7,50 0万円、それから子会社ということですか、東北セミコンダクターに35億円 援助しているんだけれども、いなくなってしまったということでは、地域 に対してどういう説明がつくというか、今説明つかないような状況だと思 うんですけれども、あるいはまた、これはここではないんですけれども、 岩手県の玉山村というところでも、アルプス電気盛岡工場というのがあっ たわけですけれども、それが固定資産税のやっぱり同じようなものですけ れども、3年間の減免というような優遇措置でやったんですけれども、200 2年にいなくなってしまったということで、その段階でも別に赤字だったわ けじゃないんです。その企業自体は内部留保をふやしている中でも閉めて しまったという状況なんですけれども。ということで、どういう保証とい うんですか、ちょっと風向き悪いという表現はあれですけれども、そうい う中でそういうときにも保証はあるのですかということをまず一つお聞き したいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長(遠藤幸則君)

藤巻議員さんのご質問でございますが、どういった保証というと、保証の内容かと思うんですが、町からの保証ということなんでしょうか、企業からの保証ということをお聞きになっているのか、ちょっと申しわけないんですが、ちょっと私そこまで今のご質問の中で把握できなかったもんで

すから、申しわけございません。もう一度よろしいですか。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

もう少し丁寧な話ですけれども、要するに、例えば今言ったように数十億の、ちょっと例であれなんですけれども、モトローラーという会社に対して県なり仙台市ですけれども、そういった自治体がそういう補助を出したという中で、本来ならばそれの期待にこたえて、要するに企業としてきちんと町に対して人材についての約束なり、あるいは、例えば、今試算表によれば10年たっても、これは全体ですからあれですけれども、10年たっても町にとっては元取れないわけです。10年たっても3億4,000万円の言ってみれは影響がまだマイナスの影響があるという中で、しっかりと黒字になるまでいてくれるんですかということが、それこそ、うまく言えないんですけれども、そういう出ていかない、企業としての責任というものがどういうふうにとってもらえるのかと、そういう聞き方でよろしいですか。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長(遠藤幸則君)

失礼を申し上げました。

企業の方からそういった、例えば何年間必ず営業するとか、操業するとか、そういったものは今の部分ではちょっと無理かなというふうな気がいたしております。雇用の面からそういった面での地元雇用とか、そういった面での働きかけは当然やっていくわけでありますし、立地操業を始めますと、町に対しては税面での影響はそれぞれ大きく出てくるのかなというような想定をしております。

企業がいなくなってしまうのではないかというような状況でございます

が、今のところ企業の誘致の部分で、大変うちの方でもそちらの方に力を 注いでいる部分がございまして、もう少し企業の立地が落ちついた中であ れば、いわゆる来ていただいた企業さんに対して、御用聞きという言い方 はちょっとおかしいんですが、各企業を回りながらそれぞれの困ったこと とか、いろいろな情報を得ながら、また増設というんでしょうか、そうい った情報もとらえて回る中で、情報を収集していきたいなというふうには 考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

これはやっぱりモトローラーの話で申しわけないんですが、96年にモト ローラーの副社長さんが、ちょっと直接ではないんですけれども、別な会 社との対談の中で、社会人として社会に還元せよというような、これは社 会人という言い方をしているんですけれども、ということで、会社じゃな いんですけれども、そういう言い方をしている中で、例えば、2002年に中 国の方に移転したわけですけれども、その当時仙台の重役さんでよろしい ですよね、重役さんなんかも非常に困るんだというようなコメントを出さ れているようなんですけれども、結局そういったのに振り切って閉めてし まうというような状況というのがあるようなもので、ぜひ、そこいら辺は しっかりやらないと、疑うとか何とかじゃなくて、要するに企業とすれ ば、儲からなくなったらば普通はやめるというんですか、特に電子関連と いうんですか、そういったのは浮き沈みの激しい業種じゃないかなという ふうに思うもので、こういうふうにお聞きしているんですけれども、トヨ タさんはさすがに工場というんですか、あるんですけれども、そういう意 味ではなかなか今モトローラーさんにしてもアルプスさんにしても、やは り電子機器というのはどうしてもそういう浮き沈みの激しい中で、本当に しっかり根をおろしてもらえるのかというところの確約というんですか、 どういうような形でとられているのか、もう一度もし、しつこいようです けれども、お願いいたします。

議長 (大須賀 啓君) 町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

企業さんとの確約というものですが、現実的にトヨタさんだから確約が 要らなくて、他の企業さんだったら要るということで、大和町においでく ださいという誘致はなかなかできないと思います。皆さんにおいでいただ いて、そして、一生懸命実績を挙げてもらう。また、そのことによって、 町の税収もあるわけでございますが、地元の人たちとか宮城県の人達が働 く場を確保すると、そういった形の中でやっているわけでして、企業さん も進出するに当たって、何年に退散しようというもくろみがあって進出す る企業さんはないわけでございます。そういった意味で、確約をとれと言 われても、ちょっとそのことについては難しいんではないかとかというふ うに思います。

また、電子産業の浮き沈みというのは確かにあるようでございます。製品をつくるに当たっての浮き沈みと、すべてがそうとは言い切れないのかもしれませんけれども、東京エレクトロンさんにつきましては、電子製品装置産業さんでございまして、その製品をつくるための機械をつくる企業さんでございます。そういった意味におきましては、比較的議員ご心配のような製品をつくる中での波といいますか、全くないわけではないと思いますけれども、そういった部分での心配は議員がおっしゃるような部分よりは、全くないとは言い切れませんけれども、ないというふうには思っているところでございます。

そういった意味におきまして、企業さんから何年までいなさいとか、いてくださいとか確約書をくださいとかというのは、ちょっと信義にそれこそ反するものになるんではないかというふうに思っておりまして、来ていただくからには精いっぱいやっていただく。こちらも精いっぱいの対応をして、一緒に頑張っていきたいという気持ちで迎えたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

今相手との確約云々というのはそういうことでございます。それで、反 対の討論でございます。

反対の討論をさせていただきます。

群馬県は誘致条例を持っていないと。でも、2002年から2005年まで、ちょっと古い数字ですけれども、 3.8倍に来る企業があったということなんです。全国平均が 1.8倍という中でそういう全国平均の 2 倍、それから首都圏の中では千葉県とかほかの県は誘致条例を持っている中でも、ない県であってもトップだった。要するに企業の立地というのは、町や県が条例をつくってやるというよりも、やっぱり景気動向、それから、企業の戦略というものが、一番に優先されるものなんだろうというふうに思いました、この数字を見たところで。

ということで、もちろん企業が来ることによって町が発展するということ とはあるんですけれども、では、その町としてとるべきところということ で、皆さんご存じだと思うんですけれども、金ケ崎トヨタの関東自動車93 年に操業を始めましたけれども、今工業生産高は4倍になる中で農業の方がなかなか大変になっているということで、家計は楽になったけれども、田んぼを任せる人が少なくなったという中でございます。ということで、やはり財政を使うということであれば、企業誘致というよりも町内産業誘致というのが、やっぱり優先されるべきではないだろうかということで、もちろん今回の大枠を少なくするということ自体は歓迎することでございますが、この条例そのものが疑問だということで、反対させていただく立場に立たせていただきます。以上です。

ほかに討論ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

賛成の立場から一言討論をさせていただきます。

ご案内のように、今定例会初日にこの問題に関する一般質問をいたしたところでございます。町長からるる言われておりますように、こんなに一度に大手の企業さんを含めて一気に張りつくとは想像もしてなかったというようなこと。さらに、過般新聞報道等にもあったわけなんですが、あのように一時期操業の年度が同時期になるというようなことで、多額の奨励金の支出が余儀なくされておると、そういう状況も理解をいたしておったところでございます。

過般の立地企業の動向の説明等々を伺っても、本町の工業用地ですか、 流通準工業系を含めて、四つの大きな団地があるわけなんですが、ほぼ満 杯に張りつくような状況等々になっておると。そういった状況を踏まえ て、以前の条例措置のままであったなら、やはり多額の財政奨励金が伴う わけで、実際、税収を町の行政運営に使えるまでには相当の期間を要する という、その間の財政運営がピンチだと、これも今議会を通じて理解をし たところでございます。

やはり町の産業、町長常々言っているとおり、これは工業だけの発展でもございませんし、大和町の産業が総体的に発展をしていくというのが、本当の活力のあるまちづくりというようなことになるんだと思います。そういった意味合いで、今回このように減額をする条例改正を提案したのは、これはやむを得ない措置と私は理解をいたしたところでございます。したがって、その立場から賛成するものでございます。以上で討論を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第58号 平成20年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に 入ります。質疑ありませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

事項別明細書6ページ、保健衛生費の1目保健衛生総務費19節に負担金補助金及び交付金ということで、里帰り妊婦健康診査助成金ということで151万4,000円計上になっております。それで、1回目が1万8,110円、20人、2回目が6,290円、20人、3回目が7,990円、40人、4回目が9,650円、40人、5回目が7,990円、40人ということで、まず1点目に毎回金額が違うのはどうしてかということと、2点目は、人数も1回目、2回目は各20人、3回から5回は各40人となっています。その理由はどういうことなのか。また、3点目に、これまで里帰り健診を受けられた方の人数をお伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

里帰り健康診査の金額でございますけれども、これにつきましては、20 年度より妊婦の一般健康診査、県内での受診ですけれども、これを2回か ら5回までの費用にしてございます。その費用と同じ金額にしてございま す。5回分の助成をしようとするものでございます。

なお、予算措置今お願いしております1回、2回分20人分、それから3回から5回分につきましての40人分でございますけれども、これはあくまで想定した中での人数分での予算計上でございます。

なお、里帰りの実績ですけれども、これにつきましては、実際19年度ま で助成して

おりませんので、今ここで人数等はちょっとつかんでおりません。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。9番馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

今の質問にちょっと関連なんですが、里帰りもそうなんですけれども、 次世代の子供の育成支援の計画の一環としてやっている事業だと思うんで す。これ掲示板に出ていて保健福祉課の回答もあったようなんですが、6 月2日の大和町の、もみじケ丘の女性の方が2回から5回になったと。仙 台市との比較で問い合わせが来ているようです。我が町はそれまで2回だ というふうな認識であったんだろうと思うんですが、仙台は10回ですか、 回数だけ比べれば10回というふうなことで。その内容は4月から大和町で は5回にしたんですよと。今前者が述べたような金額で出ています。

合計しますと、わが大和町5回で5万30円なんです。仙台市は10回なんです。どのぐらいかというと、10回で5万8,000円。というのは、初回が1万7,500円なそうです、仙台は。2回目から10回目までは4,500円、それ累計しますと5万8,000円。その差が7,970円。何を言っているかというと、回数じゃなくて、回数で多分うちは5回だ、あっちは10回だというふうなことで比較するのが一つと。もみじなもんですから、仙台に現に近いということがあるんです。ですから、そういった形でもうちょっと大和町のやり方がよければ大和町で産む機会がふえるんじゃないかと。

あとは、さっき出た企業さんが進出してきて、そういった方々が住み着

くのにも比較されるもんですから、例えば 7,970円ですからもう1回、例えばですよ、もう1回ふやして6回だと大体仙台並に総額では並ぶんですけれども、そういった形で、今後比較されると、回数だけじゃないですけれども、金額的にはこうなんだといういいやり方しているわけですから、その辺のPRも福祉課としてはやったらいいんじゃないかなと思います。

そんなに仙台が10回だから、うちが5回だからマイナスなんだよというんじゃなくて、金額を比べれば1回分の違いしかないんですというような、そういうPRも必要なんじゃないかなと思って、その件に関して所管課の考え方をお伺いします。

それと、ついでですから、もう一つ教育ふれあいセンター管理費8ページなんですが、ここの中で、手数料の中で水質検査、教育ふれあいセンターの水質検査、これは飲料用というふうにちょっと説明受けたんですけれども、水道で来ているんだろうと思うんですが、これは何か井戸水とかそういった水質検査する必要な上水道でないのかなというふうなちょっと懸念もあったものですから、この件でもうちょっと説明をいただきたいと。

あとは、もう一つなんですが、地域振興公社のやつで投資金5万円なんですが、今回250株中で1株こっちへ移って189株になるというふうなことです。一応この件に関しては、執行部の方からも各委員会で説明受けて了解しておるところなんですが、今後のそういった地域振興公社と町長自身が社長になるとの兼ね合いですね、それが今の時点では不在だと、暫時不在だということで了解してあるわけなんですが、今後の町長のこの形でずっと継続していいものかどうか、その辺ちょっと確認しておきたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

今回の補正をお願いしておりますのは、あくまでも県外の医療機関で受診される方への助成でございます。それと、ホームページに投稿された方です。今回出だしが仙台市では妊婦健診の無料券が10回になりましたとい

うことから入っているんです。結局無料券ととられておったわけです。それで、一応町としては2回から5回になりました。そして、金額、それと、あとそれぞれ仙台市では10回ですけれども、それぞれ金額は載せてございます。確かに議員おっしゃったとおり、大和町は5万30円、仙台市は5万8,000円ということでございます。この5回と10回なんですけれども、一応この契約につきまして、これは妊婦一般健康診査でございますので、県医師会との契約でございます。それですと、今現在は5回、仙台市は仙台市医師会との契約でございます。それで、県内での動向を見ますと、やはり5回の助成ですけれども、これは約28市町村が契約してございます。確かに14回、10回のところは1町2市、それから8回もありますけれども、ほぼ5回の助成というのが28市町村になってございます。これにつきましては、県医師会との契約の関係から今のところ5回というような形になってございます。。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

水質検査についてのお尋ねでありましたが、この水質検査につきましては、多くの利用者がある場合について、学校も含めてでありますが、定期的な検査が必要でありますので、そういうふうな法定的な検査というふうなことで行ったものでございます。

あと、それから、そのほかにも簡易給水施設ということで、高架タンクとかそういうふうなものがある場合についても、同じくそういうふうな水質検査を行うというふうなことでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

公社の社長の件でございます。今後の考え方ということでございます

が、現在私が公社の社長を兼務させていただいておりまして、皆様方には 各常任委員会の席上ご報告を申し上げたところでございます。前回と言い ますか、この間の総会までには副町長が社長をやっておったところでござ います。これまで大和町では初代社長が町長、それ以降助役、または助役 OBというんでしょうか、副町長という形で来ております。

今後、どうするのかということでございますので、あれですが、副町長が不在ですから現在なっておりますが、この副町長ができたら副町長にやるのかという考え方、このことについてはいろいろな考え方があるんだろうというふうに思っております。契約者と執行者が同じではおかしいということで、社長が別という考え方もありましたが、現実的に副町長と町長だったらいいのかという考え方もあろうかと思いますので、この辺の考え方につきましては、今後どういったやり方がいいのか、私がずっと継続するというふうに思っているわけではございませんが、その辺については、今後あり方についてはいろいろ考えていくこともあっていいのかなというふうに思っておりまして、現在のところそういう状況で考えております。次期どうするというところまでは思い至っておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

9番馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

さっきの保健福祉課の当然わかりました。医師会との契約というか、それで回数が決まってくる。例えば、さっきのもみじの女性の話にちょっと戻りますけれども、やはり大和町に住んでいらっしゃるんですから、大和町でそういった優遇というか、他市町村よりもメリットがあるとなれば、黒川病院もあることだし、もみじにもそういった病院があれば、そういったところで受診していただけるのかなというふうにちょっと感じたところだったんです。

そういった形で単純に回数だけじゃなくて、金額も相当の差があれば、そこで今一度再考の余地があるのかなというふうなことがあったものですから、できるだけ今から企業さんの関係で住み着く若い方々多くなろうという大和町ですから、そういったところも考えの一つに入れてもいいんじゃないかなと思ったものですから、お尋ねします。その件についてだけお願いします。

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

本年度は契約の関係上5回までの補助と助成という形で進めていきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにありませんか。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それでは、児童福祉費の児童館費についてお尋ねいたします。

児童館費20万 9,000円とありますけれども、これは報償費、共済費、賃金のどの中にこの20万 9,000円というのは入っているんでしょうか。

それから、嘱託児童館長なんですが、これは科目で報酬となっているんですけれども、これは嘱託とつくと、これは報酬でよろしいんでしょうか。私はもしかしたら賃金かなと思っていたんですけれども、これは報酬という科目に入っているんで、この点を伺いたいと思います。

それと、次のページの外国指導助手は9月から今度民間の方にお願いするということなんですが、これは招致事業だと年間 650万円で民間だと 500万円と説明されたような気がしたんですが、その金額でよろしかったんでしょうか。そして、もしこの民間からの外国指導助手を今回9月から3月まで計上しているんですけれども、今後、今回は9月から3月までとこれ誘致の人材がいなくて、それでやむなく民間にお願いしたものなのか。それともこのままずっと民間で事業をお願いしていくのか、どちらなんでしょうか、お願いします。

議長(大須賀啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長(瀬戸善春君)

1節の報酬につきましては、嘱託の児童館長ということで、科目上報酬ということで、これは予算措置上調整いたしまして計上いたしたものであります。

それから、児童館費の20万 9,000円でのお尋ねでありますが、これにつきましては、社会保険料がありますが、これが保育士と館長の計上がちょっとそれぞれ異なりますので、その分を計上いたしたものであります。

それから、外国語指導助手についてのお尋ねでありますが、今回外国語指導助手の招致につきまして、これまでの自治体国際化協会から民間機関の委託というふうな一応考えで予算の組み替えを行ったものでありますが、これにつきましては、組み替え上、外国語指導助手につきましては、7月末までの雇用期間がありますので、その分についての予算が確実に見込まれるもの、これは一応報酬というふうなことでありますが、7月末までの。それから、そのほかに交通費、それから帰国費、それから住宅を借りておりますので住宅費、それからそれらに関連いたします光熱水費、これらが今回組み替えの対象にしなかったわけでありますが、これについては7月末までの雇用期間というふうなこともありますので、それらの雇用期間の確定次第、減額の措置を行いたいというふうな一応考えであります。

それから、民間機関というふうなことでありますが、この民間機関につきましては、他の自治体の事例等もありますので、一定の民間機関からの派遣につきましても、その効果につきましてお話を聞いておりますので、今回民間機関での委託をしているいろな多様な外国人の指導助手の確保を図りたいというふうな考えで、今回そのような措置を行ったものであります。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

8番堀籠日出子さん。

8 番(堀籠日出子君)

児童館費の児童館管理費の29万円、これは社会保険料ということなんですね。 (「はい」の声あり)ここに社会保険料なんですけれども、賃金で吉田の保育士となったときに、ここに社会保険料も入らないで賃金として 187万 5,000円が上がっていたものですから、そのかわりに嘱託児童館長が報酬として上がって、そして、社会保険料も別にされていたものですから、吉田の保育士は賃金で社会保険がないのかなと思って。嘱託児童館長が社会保険料がここに上がっているものですから、だから、報酬の立場と賃金の立場となると、保険がかかるかからないが出てくるのかなと思ってお尋ねしました。ただ、これ嘱託の報酬という科目設定にはちょっと何かいいのかな という感じ、金額がどうのこうのじゃなくて、科目の設定がこれでいいのかなと思うんですけれども、それ一つ。

それから外国指導助手なんですが、これは 224万円減額されて、その方がお帰りに なるから今度新しく民間から委託して、かわりの方がこの方なのかなと私は思ったも のですから、 224万円減額する方がお帰りになる、そのかわりに新しく 294万円の計上して、入れかわりで入ってきたのかなと思ったんですけれども、そうなんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

民生費の館長報酬でございますけれども、非常勤特別職の位置づけといたしまして、児童館の館長という職が記載をされております。今回は常勤の館長でなくて嘱託の館長ということでございますけれども、非常勤特別職としての位置づけということで、事務内容につきましては、子供さんを見るという部分と館長の職務と両方兼ねてはおりますけれども、非常勤特別職という部分を見ての、1節報酬からの支給というふうにしたものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

外国語指導助手の件でありますが、今回の報酬につきましては、224万円減額ということで、それから、委託業務で受けるというふうなことで294万円ですか、今回7月末で現在の指導助手が契約更新になりまして、更新をしないということでの申し出がありますので、今回全く外国指導者は別人というふうな考えで、今回民間の方に委託するというふうなことであります。

今年度の予算措置でありますので、当然3月までの予算の計上をいたし、またその後については21年度の予算で計上するというふうな形になります。

ほかにございませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

事項別明細書5ページ社会福祉費の4目障害者福祉費18節備品購入でオストメイトトイレを2基まほろばホールに設置する予定だが、役場庁舎を含めほかの施設に設置を計画しているのか、また人口肛門の人は何人おるのかお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

現在、このオストメイト対応トイレの設置につきましては、現在保健福祉総合センターひだまりに1カ所昨年度設置しております。今年度まほろばホールに設置しようとしまして、この民生費では障害者自立支援の補助制度を受けまして2基購入します。これは100%の補助でございます。設置につきましては、それぞれ教育費の方で工事費として設置してございます。

なお、対象者は27名となってございます。なお、まほろばホールにつきましては、 町内だけでなくて町外の方も利用されるという見込みの中、今回2基を設置しようと するものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

土木費の都市計画費の中で、都市計画マスタープラン、これ今年20、21年度で債務 負担行為 738万 2,000円、この中で今回策定業務委託として 220万円を措置された と。今回部分の委託の内容というのは、どういう内容で委託をするのかをまずお伺い をします。

都市建設課長高橋 久君。

都市計画課長(高橋 久君)

都市計画マスタープランの策定業務の内容についてのご質問でございます。本年度、来年度2カ年に分けて実施いたしますけれども、本年度につきましては、基礎調査を行ってまいりまして、来年度計画策定といった作業で進めていきたいというふうに思っております。

現在、県、あるいは県の線引き見直し作業、それから町での総合計画、あるいは国 土利用計画の作業が進められております。これらの作業と同様な形で基礎調査を進め ながら、線引き見直しの候補地なり等々の作業を県とともに進めていく。そして、来 年で計画を立ち上げると、こういった内容で進めていきたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

来年度策定のための基礎調査というふうに理解をいたしました。

これに関連して一般質問でもいろいろ議論をさせていただいたわけなんですが、例の吉岡西部問題です。これの位置づけ等々について、恐らく今回のマスタープランの中での位置づけ、これは重要な課題といいますか、項目になってくるんだろうと思います。恐らく用途、住居系等々の用途を含めて開発手法なりいろいろ課題があるわけなんですが、それで、前回ですか、15年の定期見直し前に、即時編入でした、その区域から一般保留というような形になったんですね。15年の見直しはそういう形になった。その後も例の準備基金、町で肩代わりをしながら町と準備委員会が一体となって開発の手法なり方法を模索していくというふうなことでのいわば今凍結中というようなことだったんですが、たまたま、ある役員の人と昨日話す機会があったわけなんですが、あれから、ほとんど町との協議の場というものがないに等しいと言うんです。実際本当になかったのかあったのかわかりませんけれども、それで、当時の準備委員会としても、いわゆる線引きの問題なり都市計画の動きなんていうのが、どういうふうになっているか、皆目見当もつかないような状況だというふうなことも伺ったとこ

ろでございます。

来年が線引きの見直しというふうなことで、一般保留ですから、恐らく環境アセスの問題等々も出てくるのかなというふうなことで、まだ編入に至るまでは相当の時間等々も要するのかなと。かなり、前もって準備といいますか作業を前倒しして早めておかなければ、21年度も見送りになってしまうではないかという思いがするわけです。そういったことから、いわゆる来年の都市マスでの位置づけ等々も含めて、本当にこれに乗せて、一般質問でも申し上げさせていただいたんですが、恐らく工業系、流通系、用地本町不足するだろうという見通しもあって、この問題をいかにスピーディーに早めに、しかも地元の理解とともに片づけていくか、処理をしていくかというような大きな課題だと思うんです。その辺のところをひとつ考え方お願いをしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長(高橋 久君)

西部の位置づけとして、ただいま議員おっしゃられたとおり一般保留というふうに 現在なってございます。今後のあり方についての取り扱いでございますけれども、一般質問の中でもございましたが、吉岡市街地周辺といった言葉を申し上げました。 具体的な地名は出しておりませんけれども、候補地としての考えは持っているところでございまして、ただ、現在県の考え方といたしましては、人口減少に向かう中で、住居系は今回は認めない方向で行っていると。しからば、流通工業系の土地需要がどれぐらいあるのか、その辺のところも県の状況なりを聞いて、あるいは我が町として戦略的にどれぐらい提供できるのか、そういったことも含めて今後県と2回、3回、4回のヒアリングの中でさらに詰めていきたいと思うし、また、そういった中で即時編入に可能性があるとすれば、早めに手を打つということも必要になってくるかと思いますけれども、情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

ぜひそのようにお願いしますけれども、あわせて、やっぱり地元とのいろいろ協議ですね。これもひとつ並行して進めていただきたいと、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長(高橋 久君)

はい、今後のまちづくりの関係でも大事なところでございますので、地元との協議 も進めていきたいと考え方を聞きながら進めていきたいというふうに思っておりま す。よろしくお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。6番髙平聡雄君。

6 番 (髙平聡雄君)

児童館費の落合児童館の館長が嘱託でお願いしたというお話を伺いました。この方の任期をまずお聞かせをいただきたいのと、それと、この児童館、今回も一般質問でも出て非常に今後も大切な事業だという位置づけであるというお話もあったわけでございますが、他の児童館での職員配置について、臨時職員、あるいは嘱託職員だけでの運営をしている館があるのかないのか、あるいは何カ所あるとすればあるのか、お聞かせをください。

議 長 (大須賀 啓君)

教委総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

お答えいたします。

嘱託児童館長の任期につきましては、来年の3月31日までの任期であります。それから、職員体制というんですか、それらにつきましては、落合児童館を除いては町の職員が配置されておりますが、そのほかにも臨時雇用職員それぞれ配置されてございます。

6番髙平聡雄君。

6 番 (髙平聡雄君)

落合児童館の場合は、昨年までここの館長さんを長く、報恩寺児童館時代から長く お勤めになられたベテランの方だということで、非常に安心をしておるわけでござい ますけれども、いつまでもこの方にずっとこの先何年もということも当然、5年、10 年単位で考えると当然難しくなってくる状況にあるというふうに思います。

また、それまでも各児童館、正規職員がお一人だとかということも大分多く行ってきたわけで、これまでは事故もなく非常にスムーズな運営をされてきたわけですが、
先般の一般質問の中でも進行状況ですか、
現況をお伺いした中で、
非常に利用頻度が高いという、
非常に活況の事業だというふうにも伺っておりますし、
反面その裏側で、
そういう臨時職員が多い中での体制というのは一抹の不安も覚えるわけであります。
少なくとも1人ぐらい正職員を配置するというようなことは、
町として今後はしっかりと考えていかなければならないことであろうと思いますし、
仮に1年間の、
先ほどのお話ですと、
任期ということになりますと、
全く新しい方々だけでいつの時点かでは、
それも1年間の契約の臨時職員の方々だけでの運営というのが、
いつか出てくる可能性が非常に高いということになるわけです。

ですから、この際ですから、正職員の方を早めにベテランの館長がまだ任用期間の中にいる間に、地元にも定着していただけるような配置というものが考えられないのかどうかお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

ふれあいセンターと併設されている児童館、19年度から館の運営を行っておるわけでありますが、私どもも今後の児童館のあり方についてどのような方向でというふうないろいろな方向づけを考えようというふうなことで、毎月児童館長会議、私も入りながらやっているわけでありますが、今後のあり方等につきまして、児童館長との協議の中でまとめようというふうなことになっております。これも職員体制なり施設の

観点からなり、いろいろな観点から将来の方向づけをまとめていきたいというふうに 思っておりますので、そのような中で、今後の児童館の運営等を考えていきたいとい うふうに思っております。以上であります。

議長(大須賀啓君)

髙平聡雄君。

6 番 (髙平聡雄君)

今後ほかの児童館でもベテランの職員の方が、正規職員の方がご勇退をされるケースというのは当然出てくると思いますので、今現在いらっしゃる正規職員の方々の配置についてそういったバランスを見ながら、現在いらっしゃるベテランの方々の下で何年か一緒に地域の中で交流を深めていく中で、引き継がれていくというのが本来の理想の形かなというふうに思います。特にお子さん方ということになれば、いろいろな意味でお預けになっていらっしゃるご父兄のご安心もある程度考慮しなければならないかなというふうに思いますので、その辺も加味した考え方に立っていただければというふうに思います。よろしく検討ください。

議長(大須賀啓君)

ほかにございませんか。ほかにどのぐらい、何人ぐらいおりますか。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時23分 再 開

議長(大須賀啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番桜井辰太郎君。

16番(桜井辰太郎君)

総務費でございます。電子計算費。裁判員制度に伴う候補者の抽出、そして、住基ネットシステムを改修し、そして、裁判員を選ぶということでございますが、私も3月に質問いたしましたが、これらの裁判員制度について、今町民への周知や職員の研修とか、このことについての計画はどの程度今進まれておるのか、まずお伺いをいたします。

次に、教育費小学校費でございますが、報償費子どもと親の相談員の調査研究という、このことについてもう少し詳しく説明をいただければと思っております。説明詳しくあったのか。この中には多動性の子どもやそういう子どもたちを持つお父さん、お母さんたちの課題を調査しながら、どのように支援活動をしたらいいのかという内容でもあったようであります。最近引きこもりとかニートとか呼ばれる方々が多くなって社会参加ができない方が多くなって、東京の秋葉原のようなああいう事件がまたしても起きたというふうになっている。ですから、そういう多動性とかそういう子どもたちは真剣に考えてあげると、その能力というのはとても誠実に伸びていくという結果も新聞あるいは本なども見ておりますけれども、そういうことも合わせて支援をどのように進めていくのかの基本だと思いますけれども、どのようにこれから進めていこうと考えているかお聞きいたしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長(千坂正志君)

桜井議員の質問にお答えいたしたいと思います。

今回の住基システムの改修の委託の関係でございます。裁判員制度、ご承知のとおり、来年の5月からスタートするということでございまして、今月号から町の広報誌にQ&A方式で裁判員の今回の部分の制度そのものについて掲載をして、これは連載でちょっとやっていきたいなと思ってございますし、7月に模擬の部分の町民の方々25名募集をいたしまして、模擬裁判を実施したいなということで、今県の裁判所の方と連携してやっていくという段取りにしてございます。

なお、このシステム10月までには抽出した中で提出しなければならないという部分 もございますので、今回予算を可決いただければ、早速にでも、国でシステムをつく ってございますので、それを町のシステムに入れていくという形の部分の改修でござ います。職員もその際参加をする部分も3名ぐらいちょっと予定してございますが、 いずれにいたしましても、今後ともQ&A方式も含めてPRをしていきたいなと。第 一段階は模擬裁判を実施をしてみたいなということで、今やっています。以上でござ います。

議 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 (瀬戸善春君)

子どもと親の相談員制度についてのお尋ねでありますが、相談員1名を委嘱いたしまして、1日当たり3ないし4時間の対応をしていただくと。それから、週に2ないし3日、年間90日以内というふうな一応勤務体制を考えてございます。

内容といたしましては、先ほど議員からもお話がありましたように、多動性行動等の児童に対しまして、学校と親と子どもと、そういうふうな中に入って、いろいろな相談活動を行う、あるいは将来中学校にも上がっていきますので、小中学校間の教育相談体制の接続をしていただくというふうな役割を担っていただくというふうな内容で今回お願いしたいものであります。

議 長 (大須賀 啓君)

16番桜井辰太郎君。

16番(桜井辰太郎君)

裁判員制度について広報に載っておった、あの内容については私も見ましたが、継続されていくということになりました。7月には模擬裁判を行うということでありますが、やっぱりこういう裁判も町民に周知して、皆さんが傍聴できるようなシステムづくりをこれから進めてほしいというふうに思います。何分にも裁判については弁護士会やいろいろなところで問題、心配、そういうことが多く新聞記事等に載っております。やっぱり私も裁判員に当たりましたら、多分相当心配し、そしてどのようにやっぱり守秘義務を守りながら勉強しながら、どうやって進めていったらいいか、多分寝られないことも出てくるのではないかというふうに思っています。ですから、このことについては十分な啓発を進めていくべきだと思っております。

それから、子どもと親の相談でございますが、やっぱり今課長が申したように、小学校、中学校、そして育てれば本当にすばらしく社会参加できる、そして、すばらしく個性を出してくれるというそういう子ども、事実あるようであります。ですから、これらのことについて落ちこぼれのないような学校での指導、職員室の共通の理解、そして、職員室がみんなで育てていくという、そして、接点が社会にあり、そして、もちろん家庭にもあるわけでありますが、社会で接点をきちっと認め合いながら、皆さん一緒に進んでいくという、そういうことの支援策もこれから一緒に検討してほしいということを要望しながら終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁はいいですか。 (「いいです」の声あり) ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第59号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第60号 町道路線の廃止について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第7 議案60号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

1点だけ。今回25~クタールですか、パナソニックエナジーというんですか、この中で今回廃止する道路並びに中央部の緑地合わせて2万4,000平米ですか、これを無償譲渡とありますけれども、これ現在町有地ですね。これやはり無償ということは、先ほどの奨励金の部分との関連でこういうふうにされたのかどうか、その経過を一つ説明を願いたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長 髙橋 久君。

都市建設課長(髙橋 久君)

今回無償とした経過でございますけれども、もともとこの団地につきましては、宮 城県土地開発公社において取得し開発した団地でございます。その際、団地完成後町 に町道につきましては、無償で引き渡しを受けたところでございます。今回同地につ いて、開発を宮城県土地開発公社で行うといったところでございますので、廃止する部分については、そういった経過から無償でお返しをするといった判断をしたところでございます。よろしくお願いします。

議長(大須賀啓君)

11番鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

2万 4,000平米ですから、ここは平米1万 5,000円ぐらいするんでしょう。そうすると、恐らく譲渡ということになれば、有償であれば3億円ぐらい、4億円ぐらいの金額になるわけですよね、この面積で。今回流通団地を奨励措置から外したこととの関連がここにあったのかという思いでの質問だったんです。全くそれはないということでいいんですね。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今課長お話ししたとおり、そういった関連性は全くございません。無償で払い下げというか、町の方に公社から移管をされたものですから、今回公社の方に無償でお返しをするということで、もらったものを3億円でというわけにもなかなか、もらえるんであればやりたいところでございますので、そうもいかないと思います。そういうことでございます。ほかの何もございません。(「了解」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第61号 町道路線の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第61号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。 質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6 番 (髙平聡雄君)

町長に伺います。

これは前案に引き続いて、流通平が新しい生産工場の進出によって、買収が行われるという想定のもとに、宅造の変化に伴って行う工事ということであります。ここは流通団地ということで、これまでは流通系の企業が3社入っていたんでありますが、これは都市計画を見直して張りつけるものが変わったということで、今後これを行うことによって流通団地ではなくなるわけでありますね。一部は流通残りますけれども。という意味も込めまして、果たしてこの流通という名前が妥当なのか。また、道路の名前も流通、団地そのものの名前も大和流通というものをそのまま継続して今後も使うものなのかどうか。例えば、隣町の沖電気さんのある場所には沖野平という地名があり、本町にも宮城大学の立地の地番については、学園という名前での地名がついているわけでありますが、そういったことについて、今回はこういう措置ということなんでしょうが、今後そういったものに考えが及んでいくということはないのか。あるいは、立地する企業について敬意を払って、そういったものを加味しながら検討するということがあり得るのかどうか、お伺いしておきます。

議長(大須賀啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在流通団地です、流通工業団地という言い方に、用途が流通から準工を入れるということで、今度工業専業というんですか、に今度変更する手続をやっておるところでございます。実際そういった形になりますので、流通も入ってる中で議員おっしゃるとおり、流通と工業が両方入ったことになる立場でございます。企業さんに敬意を払ってという、例えば企業さんの名前を入れたとか、そういうこともあるのかもしれません。今ちょっと、今お話あった中で、今現在そこまでちょっとあれだったんですが、これは公社の土地でもございますので、そういった地元の、地元のといいますか、からのこういった考えもあるということをお伝えしながら、今後そういうこともまったくないとは言い切れませんが、今何とも申し上げられない。そういったご意見があったことをお伝えして、考えの中に入れておきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡髙志君

4 番 (平渡髙志君)

これ用途変更にして、この工業団地にした経緯を、地元にはこれ説明したんですか。また、エコみたいな感じでの心配はないでしょうか、お尋ねをいたしておきます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長髙橋久君。

都市建設計画課長(髙橋 久君)

地元への説明ということでございますが、今回都市計画の変更に伴いまして、住民説明会を6月26日ごろ開催の予定ということでお話をしておりました。これに先立ちまして、地元区長さんの方々にお話ししないといけないというふうに思っております。その日程を県と町と公社におきまして、来週月曜日打ち合わせをしながら、具体的な日程、対象範囲等を決めて、地元に説明したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

4番平渡髙志君。

4 番 (平渡髙志君)

これしっかりとしないとせっかくいいものを持ってきても、いろいろな面でまたマイナス面が出てくると困りますので、その辺だけはしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第9、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

同意の第3号でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任にすることにつきまして、地方税法 第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名は根元泰夫、住所は宮城県黒川郡大和町****** 地、生年月日、昭和*年**月**日でございます。

別添の定例議会説明資料1ページをご覧いただきたいと思いますが、この根元氏に おかれましては、現在もこの職について活躍をいただいております。これまでも学校 の先生等々をやっていただいた後に、現在は柴崎地区の連絡区の行政区長を初め、地 域の世話役としても活躍されておりまして、信望も厚く経験豊かでございます。そう いった方でありまして、公平公正なる審査をいただけるものというふうに考えまし て、再度、固定資産評価審査委員会委員として議員の皆様方に選任をお願いするもの でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番 秋山富雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と記載し、反対の方は反対と記載 願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。 7番秋山富雄君及び8番堀籠日出子さん、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票

有効投票のうち

賛成17票

反対0票

したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第10「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、諮問の第2号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規 定によりまして、議会の皆様のご意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、鈴木隆司、住所、黒川郡大和町宮床字****番地の*、生年月日、昭和*年*月*日でございます。

説明資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、鈴木氏におきましては、昭和42年から中学校の先生をやられておりまして、仙台市立台原中学校を17年に校長先生として定年退職されております。これまで、長きにわたって教育一筋ということで活躍されてこられまして、豊富な知識と経験を生かしていただくべく、人権擁護委員に委嘱され、現在擁護委員をやっていただいておりますが、この氏につきまして、再度、擁護委員として推薦いたしたく、議会の皆様方にお諮りをするところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

午後 2時51分 休憩 午後 2時53分 再開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案はお手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号はお手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第11 「所管事務調査の申し出について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第11、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から 申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時54分 閉 会